

令和2年5月20日

小・中学校 保護者 様

大津町教育委員会

町内公立学校における学校再開について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、小・中学校の長引く臨時休校措置に対し御理解・御協力をいただいていることに深く感謝申し上げます。

県内では「緊急事態宣言」の解除を受け、令和2年5月14日付で県教育委員会から県立学校の学校再開の通知があり、市町村教育委員会にも適切な対応を求められました。

大津町教育委員会としましても、大津町対策本部の意向を踏まえ、子どもたちの健やかな学びを保障することを目指して、教育委員会会議で協議を行い、下記のとおり町内小・中学校の教育活動を再開することといたしました。

特に、子どもたちの生活リズムを整え、徐々に心や体を学校生活に慣らすために、6月の第1週に給食も含めた隔日の分散登校を実施いたします。

なお、授業時数の確保並びに学びの質を少しでも高めるため夏季休業期間の短縮を行います。

保護者及び児童生徒の皆様には今後ともご負担やご心配をおかけいたしますが、ご理解の上、各家庭における感染予防対策にも引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 学校再開について

(1) 開始日：令和2年6月1日（月）から

(2) 児童生徒の「心慣らし」「体慣らし」のために、段階的に教育活動を行います。

① 6月1日（月）から4日（木）は、児童生徒を2グループに分け、隔日の分散登校を行います。給食も実施します。

② 6月5日（金）からは、一斉の通常登校を行います。給食も実施します。

※詳細については、各学校からお知らせいたします。また、お子様の学習その他に関して不安なことがある場合は、遠慮なく学校または教育委員会までご相談ください。

2 夏季休業日の変更について

児童生徒の「学びの保障」を図るため、夏季休業日を変更します。

○夏季休業日：令和2年8月11日（火）から8月21日（金）

〔前期前半終了日：8月7日（金）、前期後半開始日：8月24日（月）〕

3 児童・生徒の受け入れについて

6月1日（月）から4日（木）まで自宅において一人で過ごすことになる児童・生徒の受け入れを各学校で実施いたします。詳細は、「学校再開に伴う児童・生徒の受け入れについて（通知）」にて後日お知らせします。ご確認ください。

4 その他

臨時休業期間の長期化に伴い、お子様の家庭での学習用に「e ライブラリアドバンス」、学校と保護者の相互連絡用に「連絡アプリ」を全校に導入いたしました。詳細な運用方法等については各学校からお知らせしますので、ご活用をお願いいたします。